別添1－2

鞍手町 {水　道 / 簡易水道} 事業経営戦略

団　　体　　名　：福岡県鞍手町

事　　業　　名　：水道事業

策　　定　　日　：　令和　　8　年　　3　月

計　画　期　間　：　令和　　8　　年度　　～　　令和　　17　　年度

1．事業概要

(1) 事業の現況

① 給 水

供用開始年月日	昭和41年4月	計画給水人口	17,600	人
法適（全部・財務）・非適の区分	法適用（全部）	現在給水人口	13,447	人
		有収水量密度	0.42	千㎥／ha

② 施 設

水源	☑ 表流水，☐ ダム，☐ 伏流水，☐ 地下水，☐ 受水，☐ その他　（複数選択可）				
施設数	浄水場設置数	1	管路延長	144	千m
	配水池設置数	4			
施設能力	8,800	㎥／日	施設利用率	55.77	%

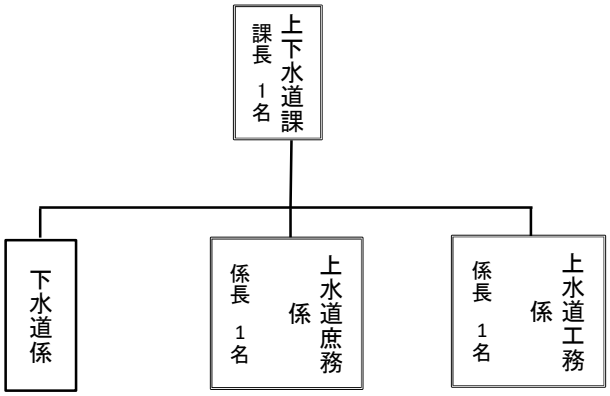
③ 料 金

料金体系の概要・考え方	鞍手町の水道料金は公衆衛生の向上や低廉な生活用水の供給の観点から、基本料金に一定の水量（8m3/月）を付与した「基本水量性」を採用しています。この水量を超えた超過水量については、超過水量に応じて決定される従量料金を賦課することとしています。現行料金は平成30年4月1日に料金改定を行いました。なお、料金設定にあたって資産維持費は計上しておりません。
料金改定年月日（消費税のみの改定は含まない）	平成30年4月1日

④ 組 織

下水道事業の創設に伴い平成20年度に旧水道課を上下水道課に改め、組織の統合を行いました。上下水道課では、上下水道課長を1名を筆頭に、上水道ラインでは上水道工務係長1名、上水道庶務係長1名、職員4名の計7名を配置しています。

＜組織体制＞



（2）これまでの主な経営健全化の取組

下水道事業の創設に伴い平成20年度に旧水道課を上下水道課に改め、組織の統合(スリム化)を行いました。平成30年度には鞍手町中央浄水場を民間委託し、嘱託職員5名を削減しました。
水道事業の広域化の推進として隣接する北九州市と技術協力協定を締結し、今後の連携方策について協議を行っています。また、北九州市が主催する広域セミナーを通じて、周辺事業体を含め広域連携を推進することとしています。

（3）経営比較分析表等を活用した現状分析

各種指標の現在値及び分析結果について、添付「経営比較分析表」の通りです。

2. 将来の事業環境

（1）給水人口の予測

鞍手町人口ビジョンに基づき将来人口の推計を行いました。鞍手町では「第5次鞍手町総合計画」において、人口減少時代における重要課題を把握し、「新たな力で躍動するまちくらて」の実現に向けてまちづくりを進めていきます。給水人口についても、行政人口と同様な傾向で減少していくことが見込まれます。現状、令和6年度の給水人口13,447人は令和17年度には12,879人まで減少していくことが見込まれます。

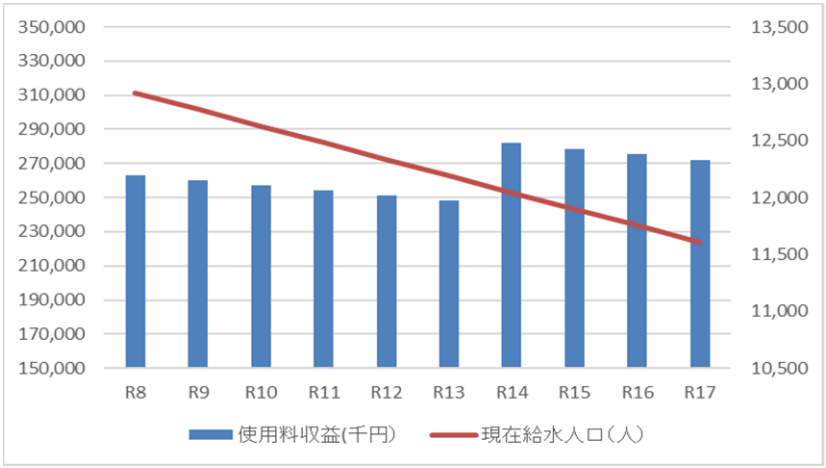
（2）水需要の予測

第5次鞍手町総合計画後期基本計画において、具体的な施策として、「中小企業の振興対策」、「観光資源の発見・創造」等のしごとの創出及び下水道の利用促進など、水需要の増加要因はありますが、給水人口の減少や節水機器の普及など、減少傾向が続いていくと見込まれます。

（3）料金収入の見通し

令和7年度の料金収入見込みは272,157千円、令和6年度に比較して2,462千円の減となる見込みです。平成30年の料金改定によって、料金収入は1千5百万円/年から2千万円/年程度増加しましたが、有収水量の減少に伴い料金収入も減少傾向が続くと見込んでいます。
水道事業を維持し、水道水の安定供給のために計画期間中の料金改定により収益的収支の黒字を維持する計画としています。

＜使用料収益と給水人口の推移見込＞



（4）組織の見通し

平成29年度には12名の職員を配置していましたが、浄水場の民間委託等の取り組みにより現在7人で日常業務を行っています。水道事業の運営にあたっては、現在の組織体制を維持し、人材の確保、技術の継承を進めていく必要があります。また、今後の円滑な事業運営を図るため、広域連携による技術協力や民間活力の積極的な活用も検討していくことが重要となります。

3. 経営の基本方針

鞍手町水道事業は、昭和41年4月に炭鉱水道を引継ぎ、給水を開始し既に50年以上が経過しており、施設の老朽化など様々な課題を有していますが、更なる安全・安心な給水の確保に努めていきます。その一方で事業を取り巻く経営環境は非常に厳しい状況にあることから、より一層、効率的・効果的な経営を推進していきます。

①施設の長寿命化及び計画的な更新事業の推進
②地震等災害対策などの危機管理対策の充実
③広域化・官民連携の推進
④必要に応じて料金の見直し検討

4. 投資・財政計画（収支計画）

（1）投資・財政計画（収支計画）： 別 紙 の と お り

（2）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目　　標	安心で安全な水道水の安定供給を確保するため、計画的な更新を行うとともに周辺事業体との連携強化などを推進していきます。

1. 経営の健全化・効率化:
健全な経営を維持していくため、収益を適切に確保し、企業債償還額等の費用の削減に努めていきます。

2. 計画的な管路の更新:
令和元年度に策定した鞍手町水道事業アセット・マネジメントに基づき事業を推進していきます。また、水需要の減少を踏まえ、水道施設のダウンサイジング等にも取り組みます。（管路の更新耐震化 年間事業費 約65,000千円）

3. 施設の長寿命化:
原水、浄水施設、配水管ともに経年化が進む中、より適正な管理のもと有効性や費用対効果を検証して更新事業を進めていきます。

4. 広域連携の推進:
周辺市町と連携して施設の共同化などの検討を進めていきます。

② 収支計画のうち財源についての説明

目　　標	水道事業の健全な運営を行うために財政計画を策定し、財源の確保に努めます。有収率を向上させることによって、浄化費用、修繕費等、経常経費の削減に努めます。また、R4年度から企業債償還金がピークを迎えている現状を踏まえ、計画的な企業債の借り入れを行います。

1. 収益的収入:
主な収益としては、営業収益の給水収益及び営業外収益の長期前受金戻入となっています。給水収益については、未収金対策として債権管理の徹底などを図り、着実な収入確保に努めます。
なお、料金収入については、計画給水人口に1人1日平均使用水量301ℓ/日を乗じて年間有収水量を算出し、これに平均供給単価185円/㎥を乗じて算出しています。

2. 資本的収入:
今後の更新事業については、アセット・マネジメントに基づき計画的に実施していきます。企業債残高については、令和6年度末で約6億1千万円であり、企業債残高対給水収益比率は、類似団体平均の半分以下であることから財源として企業債を活用していきます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

① 令和8年度以降の職員給与費については、現状の職員数を維持することとし、直近3年間決算額の人件費平均を延長しています 。 ② 令和8年度以降の動力費については、令和6年度の決算を延長しています 。 ③ 令和8年度以降の修繕費については、直近3年間決算額の平均を延長しています 。 ④ 令和8年度以降の減価償却費は既往の減価償却費予定額に令和8年度から令和17年度までに実施予定の事業に対する各年度の減価償却費を加えて算出しています 。 ⑤ 令和8年度以降の支払利息は既往の各年度の予定額に令和8年度から令和17年度までに実施予定の事業で発生する支払利息を加算して算出しています 。 ⑥ 令和8年度以降の企業債償還金は既往の各年度の償還予定額に令和8年度から令和17年度までに実施予定の事業で発生する元金償還額を加算して算出しています 。

（3）投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広域化	北九州市上下水道局が開催している広域セミナーに参加し、具体的な広域化の取り組みについて検討していきます 。
民間の資金・ノウハウ等の活用（PPP/PFI等の導入等）	先進事例等の調査・情報収集を図りながら、広域化の取り組みに併せて検討を進めていきます 。
アセットマネジメントの充実（施設・設備の長寿命化等による投資の平準化）	アセット・マネジメント（更新計画）に沿って、事業を実施していきます 。
施設・設備の廃止・統合（ダウンサイジング）	将来需要を踏まえ施設の更新に併せてダウンサイジングを検討していきます 。
施設・設備の合理化（スペックダウン）	将来需要や北九州市からの受水の可能性を踏まえ、適正な浄水場規模を検討していきます 。
その他の取組	有収率向上対策に努めて経費の削減を図っていきます 。

② 財源についての検討状況等

料金	①未収金対策として債権管理を徹底し、着実な収入確保に努めます。 ②有収率向上対策により有収率を向上し経費の削減を図ります。 ③アセット・マネジメントによる適正な施設更新の実施を踏まえ、必要に応じて料金見直しの検討を行います 。
企業債	R4年度に企業債償還額がピークを迎えている現状を踏まえ、更新事業費と元金償還額の見込みを照らし合わせて、借入額を増額していきます 。
繰入金	一般会計からの繰入金については国の繰出し基準に基づき繰り入れていきます 。
資産の有効活用等（*2）による収入増加の取組	該当ありません 。
その他の取組	該当ありません 。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	今後10年間は経営戦略に沿って事業を運営していきます 。進捗管理はPDCAサイクルに沿って、継続的に行っていきます 。大幅な計画変更があれば、経営戦略の改定等を含めその都度見直しを行います 。